



島根県報

平成23年11月18日（金）

第2,343号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
公有水面埋立ての竣功認可	（港湾空港課）	2
換地処分の届出	（都市計画課）	3

【雑 報】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管（2件）	（河川課）	4
---------------------------------	-------	---

告 示**島根県告示第748号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成23年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
斐川中央クリニック	出雲市斐川町上直江1421-17	精神通院医療	平成23年11月1日
松江中央薬局	松江市堂形町761	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成23年11月1日
日星薬局 古志店	出雲市古志町1107-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成23年11月1日

島根県告示第749号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
江津市二宮町神主1964-38
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第750号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 竣功認可の年月日
平成23年11月9日
- 2 竣工認可を受けた者
島根県 代表者 島根県知事 溝口 善兵衛
- 3 埋立区域の位置、区域及び面積
(1) 位置

島根県出雲市多伎町口田儀の国道敷、534-3番地及び534-3番地から502-2番地までに接する国有地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から17度00分41秒、59.67メートルの地点を円心とする半径59.67メートルの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ南西側の円弧、④の地点と⑤の地点を結んだ線、⑤の地点から340度44分24秒、91.67メートルの地点を円心とする半径91.67メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ南側の円弧、⑥の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点から328度40分40秒、68.67メートルの地点を円心とする半径68.67メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ南側の円弧、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ線、⑨の地点から128度47分00秒、39.33メートルの地点を円心とする半径39.33メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ北側の円弧、⑩の地点と⑪の地点を結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結ぶ平成8年の秋分の満潮位（D. L. +0.23メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 余草四島三角点（北緯35度16分16秒498、東経132度35分50秒351）から273度42分19秒、1,295.74メートルの地点

②の地点 ①の地点から322度22分48秒、51.62メートルの地点

③の地点 ②の地点から109度29分13秒、4.46メートルの地点

④の地点 ③の地点から89度43分26秒、37.15メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から71度00分23秒、30.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から65度20分55秒、19.26メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から58度55分16秒、90.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から48度34分51秒、23.72メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から38度50分54秒、95.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から58度57分58秒、26.77メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から79度20分38秒、14.83メートルの地点

(3) 面積

11,543.53平方メートル

4 免許の年月日及び番号

平成9年10月21日 指令港第4号の2

5 縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第751号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、雲南都市計画事業大木原土地区画整理事業施行者雲南市代表者雲南市長速水雄一から平成23年11月1日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年11月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雑

報

河川区域内に放置されていた次の工作物を除却・保管したので、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項により

公示する。

平成23年11月18日

国土交通省中国地方整備局長 戸 田 和 彦

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) 栈橋 一基
 - (2) 栈橋 一基
 - (3) 栈橋 一基
- 2 当該工作物が放置されていた場所
島根県松江市学園南1丁目地先
- 3 当該工作物を除却した日時
 - (1) 平成23年11月2日 午前10時40分
 - (2) 平成23年11月2日 午後13時40分
 - (3) 平成23年11月2日 午後3時
- 4 当該工作物の保管を始めた日時
 - (1) 平成23年11月3日 午前9時40分
 - (2) 平成23年11月3日 午前9時30分
 - (3) 平成23年11月3日 午前9時
- 5 当該工作物の保管場所
島根県松江市東出雲町錦浜 斐伊川河川敷内
- 6 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 7 実施機関及び問い合わせ先
国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 占用調整課
電話 0853-20-1753

河川区域内に放置されていた次の工作物を除却・保管したので、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第5項により公示する。

平成23年11月18日

国土交通省中国地方整備局長 戸 田 和 彦

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶 一隻
- 2 当該工作物が放置されていた場所
島根県出雲市西園町地先
- 3 当該工作物を除却した日時
平成23年11月1日 午前9時
- 4 当該工作物の保管を始めた日時
平成23年11月1日 午前10時
- 5 当該工作物の保管場所
島根県出雲市上塩冶町942番1地先 放水路工事分室敷地内
- 6 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担
当該工作物を放置した者又はその所有者

7 実施機関及び問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 占用調整課

電話 0853-20-1753